

第 6 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和元年 6 月 26 日（水）午後 3 時 00 分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2 階 第 1 会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員（11 名）
- |     |        |       |       |
|-----|--------|-------|-------|
| 1 番 | 住田 哲也  | 8 番   | 太田 正人 |
| 2 番 | 朴谷 和夫  | 9 番   | 舟山 仁志 |
| 4 番 | 溝渕 康裕  | 1 1 番 | 窪 郁夫  |
| 5 番 | 杉山 央   | 1 2 番 | 坂口 啓郎 |
| 6 番 | 木下 和夫  | 1 3 番 | 氏家 知身 |
| 7 番 | 佐々木 康二 |       |       |
5. 欠席委員（2 名）
- |     |       |       |      |
|-----|-------|-------|------|
| 3 番 | 豊田 孝行 | 1 0 番 | 富永 学 |
|-----|-------|-------|------|
6. 議事日程
- 議案第 25 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 議案第 28 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
- 議案第 29 号 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について
- その他
7. 農業委員会事務局職員
- |       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 室屋 尚弘 |
| 事務局次長 | 山村 靖彦 |
| 事務局係長 | 佐藤 公紀 |
8. 会議の概要 開会 午後 2 時 55 分

局長： 出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。

局長： よろしく願います。

局長： それでは只今より、令和元年 第6回農業委員会総会を開会いたします。  
暑い日が続いております。委員の皆さんには農作業が大変でしょうが、怪我、事故の無いようにどうぞ農作業を始めていただきたく思いますし、また、本日、現地確認をさせていただいて、どこの圃場も綺麗に整備されているなあと思っておりますけれど、後ほど協議をさせていただきますけれども、その時は何かありましたらよろしく願います。  
それでは、本日の会議録署名委員は、議席5番、杉山委員、議席6番、木下委員に願います。  
また、議席3番、豊田委員、議席10番、富永委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は11名で、定足数であります。  
関係機関では、農業振興課の水口課長補佐から欠席したいとの連絡が入っております。  
それでは事務局長から本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、「議案第25号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」4件、「議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」1件、売買でございます。「議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」7件、売買が1件、新規が6件です。「議案第28号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について」3件、「議案第29号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。  
議案第25号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議いたします。事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第25号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和元年6月26日提出、当麻町農業委員会会長名。  
番号1、でございます。貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、〇、面積、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。  
続きまして番号2、貸主、札幌市、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林孝、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番、外〇筆が〇、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆が〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、借主が本年〇月に法人を設立したことから、中間管理機構との契約を法人名義での賃貸に切り替えるための解約でございます。以降、番号4まで、貸主、借主及び解約理由が同一でありますので、対象農地のみについて、ご説明いたします。  
番号3、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡。  
番号4、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡。  
以上、4件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より説明がありました。この件について、委員のみなさんか

ら何かご質問等はございませんか。

委員：ありません。

議長：無いようですので、採決いたします。議案第 25 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長：はい、賛成全員であります。議案第 25 号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、3 ページの議案第 26 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

議長：はい、議案第 26 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和元年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転でございます。番号 1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、〇、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。本申請箇所は、議案 4 ページの図面の箇所でございます。売主であります〇〇氏が高齢のため農地を耕作できないことから、今回、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法第 3 条による売買となりました。〇〇〇〇氏は、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく許可要件を満たしていると考えます。なお、別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長：只今、事務局より説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

委員：ありません。

議長：無いようですので、採決をいたします。議案第 26 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長：はい、賛成全員であります。議案第 26 号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、5 ページの議案第 27 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。所有権移転の 1 番について、事務局より説明をお願いします。

議長：はい、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 6 回）の決定について審議を求める。令和元年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1 でございます。売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が〇、〇〇〇〇番〇の内が〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、高齢のためでございます。

あっせん委員は、坂口委員、富永委員、木下委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇〇〇円、圃場は〇〇〇、議案 7 ページの図面箇所でございます。

所有権移転のための売買について、6 月 14 日にあっせん委員会を開催して

おります。 以上です。

議長： 只今、所有権移転の1番について事務局より説明がありました。この件について、あっせん委員長の坂口委員より、補足説明をお願いします。

坂口委員： はい、只今、事務局からのお話のとおり売買がせりついたしました。現地は、休耕されている牧草田となっておりますので、反当〇〇〇〇〇〇円という形にさせていただきました。〇〇の中に〇〇も少しあったものですから、端数整理と言いますか、その中で金額のお話をさせていただきました。 以上です。

議長： はい、ありがとうございます。委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の1番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、利用権設定の新規、2番から7番について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、利用権設定の新規でございます。番号2、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、以下3番につきましても借主及び申請理由は同じであります。地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、相手側の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案8ページの図面箇所でございます。

続きまして、番号3、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、〇、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案9ページの図面箇所でございます。

番号4、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、以下5番につきましても借主が同じであります。地番、〇〇〇〇番、地目、〇、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、相手側の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案10ページの〇番の図面箇所でございます。

続きまして、番号5、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、農地の適正な管理に資するため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、同じく議案10ページの〇番の図面箇所でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。番号6、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、病気等で労働力不足のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案11ページの図面箇所でございます。

番号7、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて〇、面積

合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇〇㎡、申請理由は、耕作地集約のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案 12 ページの図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、利用権設定の新規の 2 番から 7 番について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決をいたします。利用権設定の新規、2 番から 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：「全員挙手」

議 長： はい、賛成全員であります。利用権設定の新規、2 番から 7 番については原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、13 ページ、議案第 28 号、「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 28 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について（諮問）、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見の諮問があったので審議を求める。令和元年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名、別にお配りしております、資料 1 号及び資料 2 号をご覧ください。

本件につきましては、農地の受け手が 3 件とも同一でありますので、一括してご説明いたします。

去る、平成〇年〇月、平成〇年〇月、平成〇年〇月の総会におきまして、それぞれ審議、承認されました利用権設定について、農地の出し手が、農地中間管理事業を活用し、公益財団法人、北海道農業公社へ 10 年間の貸付を行い、農地が隣接する受け手が公社から借り受けたものであります。出し手である〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、3 名の農地に対して、〇〇〇、〇〇〇〇がその受け手でありましたが、本年〇月に受け手である〇〇氏が法人を設立したことに伴い、今回、農地の受け手を法人名義に変更する内容でございます。

資料 1 号をご覧ください。〇〇〇〇の経営面積は〇〇ha、賃借権を設定する土地の面積は、3 件分合計で〇〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は、令和元年 8 月 13 日から令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日までとなっております、〇〇氏個人名義で設定した 10 年間に係る残期間となっております。

資料 2 号の図面をご覧ください。

赤色で着色しているのが出し手側の農地であり、資料 2-①号が〇〇さん、2-②号が〇〇さん、2-③号が〇〇さんの農地であり、それぞれの農地に対して、青色で着色しているのが〇〇〇〇が耕作している農地であります。農地が隣接していることから適正な農用地利用配分計画であると考えます。

議案 14 ページをご覧ください。

以上のことから、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見について（案）のとおり、令和元年 6 月 18 日付け元当農により照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を提出します。

記、1、意見を提出する農用地利用配分計画（案）の件数 3 件、2、農業委員会の意見、この度、照会のあった農用地利用配分計画（案）は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的、かつ、安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、

適当であると認める。とした意見を提出してよいものと考えます。 以上です。

議長： 只今、農用地利用配分計画（案）に係る意見について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決をいたします。農用地利用配分計画（案）に係る意見について原案のとおり答申することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 28 号については原案のとおり決定いたしました。町長へは、原案のとおり答申をいたします。

続きまして、15 ページの議案第 29 号、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 議長： はい、議案第 29 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について、農地法第 37 条の規定による農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について審議を求める。令和元年 6 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしております、別紙 1 及び別紙 2 をご覧願います。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。従前より、当麻町農業委員会におきましては、活動内容について事務局で決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、法制化により、平成 29 年より総会議案としてご審議いただいております。この内容で決定をいただきましたならば、これまでどおり町ホームページに公開するとともに、農林水産省へ提出することとなっておりますのでよろしく申し上げます。

はじめに別紙 1、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、ご説明いたします。Ⅰ、農業委員会の状況、平成 30 年度末現在での状況で、1 番の農業の概要では、農林水産省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき記入することとなっております。また、2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、平成 29 年 7 月 20 日に改選になりました、新制度に基づく構成人数となっております。

2 ページをご覧願います。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化、1 番の現状及び課題では、平成 30 年 4 月現在での当麻町内における農地の担い手への集積率が 84%であることを、2 番、平成 30 年度の目標及び実績では、新規に 33ha を集積し、達成状況が 99%であったことを記載しております。また、3 番では、目標達成に向けた活動を、4 番では目標及び活動に対する評価をそれぞれ記載しております。

続きまして 3 ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進として、2 番、平成 30 年度の目標で 1 経営体を目標としておりましたが、実績では新規参入がなかったことを記載しております。

4 ページをご覧願います。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価、1 番の現状及び課題では、平成 30 年 4 月現在、遊休農地は 11ha を確認しており、

2 番の目標及び実績で、その 11ha を解消目標としておりましたが、相続放棄された農地であることから、解消には至っておりません。また、3 番では、昨年行いました農地パトロールの結果について記載しておりますが、新たな遊休農地は確認されておりません。

5 ページの違反転用への適正な対応についてですが、違反実績はございません。また、6 ページ以降につきましては、農地法第 3 条に基づく許可、転用許可及び農業委員会事務に係る処理件数等の実績でございます。

続きまして、別紙 2 をご覧願います。別紙 2、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。

I、農業委員会の状況では、1 番、農家・農地等の概要として、先程の平成 30 年度の点検・評価と同様、「農林業センサス」等の数値を記入してございます。2 番の農業委員会の現在の体制につきましても、本年 4 月 1 日現在の状況であり、現在の農業委員会委員の構成人数を記載してございます。

2 ページの II、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番の現状及び課題で、平成 31 年 3 月現在での集積率が 85%であることを、2 番、令和元年度の目標及び活動計画で、今年度における新規集積目標を 40ha とすることを記載してございます。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の 2 番では、参入目標数を 1 経営体、1ha に設定してございます。

続きまして 3 ページ、IVの遊休農地に関する措置では、前年度の遊休農地 11ha、これは全体農地面積の 0.25%にあたりますが、この 11ha につきまして、昨年度と同様の取り組みにはなりますが、早急に解消できるよう、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合にはあっせんや利用関係の調整を行うこととしております。

Vの違反転用への適正な対応では、違反転用を発生させないよう、農地パトロール等の監視活動の継続と違反防止のための啓発、調査を行うこととしております。

以上、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議長： 只今、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画（案）について事務局より説明がありました。法制化により、毎年度の活動目標を総会で決定し、公表することになっております。内容等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 29 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 29 号については原案のとおり決定をいたしました。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

- 委員： ありません。
- 議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。
- 議長： 農業センター。
- 農業センター： はい、農業センターでは、来月の7月3日から5日までの間で転作の現地確認を始めさせていただきます。以上でございます。
- 議長： はい、土地改良区。
- 土地改良区： 特にございません。
- 議長： はい、農協。
- 農協： ありません。
- 議長： はい、普及センター。
- 普及センター： はい、せっかくですので、町内の水稻生育状況について簡単にご説明いたします。直近の調査結果が6月15日現在の数字になるわけなんですけれども、草丈、葉数、茎数とも、ほぼ平年並みに推移しております。先週なんですけれども、それぞれの調査定点の幼形期を調べたところ、町内の「ゆめぴりか」で6月11日、「ななつぼし」で21日に幼形期を確認したということで、いつもより比べると3日から5日程度早いのではないかと思います。
- そのように見ていたのですが、今日、別件で町内を回っていたところ、もう穂花になっている圃場がチラチラ見えるということで、これについては、多分、不時出穂という事で例年よりかなりそういう圃場が今年は目につくのではないかと考えております。
- 品種につきましては、「ゆめぴりか」、「ななつぼし」どちらも、ちょっと早く定植された圃場で出てるのではないかと思います。8箇所見たところ3箇所を確認されましたので、例年よりはそういう意味でちょっと不時出穂が目につく年ではないかと思います。以上です。
- 議長： はい、ありがとうございます。共済組合。
- 共済組合： はい、共済組合の方では今現在、7月の掛金の徴収に向けて、引受面積の確定に伴って、作物等の現地確認を行っている最中でございます。
- 7月上旬頃に共済組合に加入していただいている方につきまして、水稻と畑作物共済の関係で掛金納入告知書というものを発送させていただきまして、7月の中旬に口座の方から引き落としさせていただく予定となっております。以上です。
- 議長： はい、ありがとうございます。以上、関係機関の皆様からお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。
- 委員： ありません。
- 議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。
- 係長： **(事務連絡)**
- 議長： それでは、次回の農業委員会総会の日程であります。7月は今のところ審議案件がありませんので、開催しない予定となっております。審議案件の申請等があった場合は、7月25日頃を予定したいと思います。また、8月の総会につきましては審議案件の申請等がありましたら、8月23日に予定している道内視察研修の出発前に開催したいと思いますので、お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いたします。
- これもちまして、本日の総会を閉会します。

局長：ご起立願います。礼。  
全 員：ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時30分